

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	アイルランド憲法における「女性の役割」規定をめぐる議論 (短報)
他言語論題 Title in other language	Discussions on the Provision on the Role of Women in the Irish Constitution
著者 / 所属 Author(s)	井田 敦彦 (Ida, Atsuhiko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 憲法課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	822
刊行日 Issue Date	2019-07-20
ページ Pages	73-85
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	アイルランド憲法には、女性の家庭での役割をめぐる規定があり、その改正が検討されている。この規定の制定経緯、制定後の効果、改正提言、改正に向けた現状と展望について紹介する。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# アイルランド憲法における「女性の役割」規定をめぐる議論

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
憲法課 井田 敦彦

## 目 次

はじめに	Ⅲ 改正提言
Ⅰ 制定経緯	1 概要
1 憲法草案の審議	2 2000年代までの改正提言
2 時代状況と先行憲法	3 憲法協議会報告書（2013年）
Ⅱ 制定後の効果	4 司法・平等省検討班報告書（2016年）
1 2つの見方	5 司法・平等両院合同委員会報告書（2018年）
2 判例と立法	Ⅳ 現状と展望
3 解釈の現代化	おわりに
4 政策的影響、象徴性	

キーワード：アイルランド、憲法、女性、家族

## 要 旨

アイルランド憲法第41条第2節は、女性が家庭を守ることで国に貢献していること、国は母親が経済的な必要から就労を余儀なくされないよう保障に努めなければならないことを規定している。この規定は1937年の憲法制定時に設けられた。

この規定はこれまでの判例や立法において、性差別をなくし家事労働を評価する方向で解釈されてきたが、改正を求める声が強い。2018年に政府はこの規定の削除を提案した。しかし、社会における家事、育児、介護等の重要性を評価する観点から、削除ではなく性に中立的な（一方の性のみを挙げない）文言への変更を求める声や、より国民的な議論を求める声強く、引き続き検討が行われている状況である。

この規定は、男女の平等、家事労働の評価、国による支援など、社会の在り方に関する様々な問題を内包しており、改正論議の行方が注目される。

## はじめに

アイルランド憲法<sup>(1)</sup>には、女性の家庭での役割をめぐる次のような規定（「女性の役割」規定）があり、近年、改正が検討されている。

### 第41条第2節

- 1° 特に、国は、女性が家庭内での生活により（by her life within the home）、国に対し、共通善（common good）の達成に不可欠な貢献をしていることを認識する。
- 2° したがって、国は、母親が経済的な必要により、家庭における義務の放棄につながる就労を余儀なくされないよう保障に努めなければならない。

本稿は、この規定の制定経緯、制定後の効果（法的・政策的影響）、これまでの改正提言、改正に向けた現状と展望を紹介するものである。

## I 制定経緯

### 1 憲法草案の審議

「女性の役割」規定は1937年のアイルランド憲法制定時に設けられた。当時でさえ最も物議を醸す規定の1つであった<sup>(2)</sup>。毎日のパンのために外で働く（おそらくそれに加えて家事もしている）多くの女性は、国に重要な貢献をしているとして、「家庭内での生活により」という文言を削除するよう求める意見もあった<sup>(3)</sup>。また、憲法でのこうした言及により、雇用分野での性差別的な立法が正当化されることを危惧する意見もあった<sup>(4)</sup>。しかし、憲法制定時においてこれらの意見は少数意見であり、この規定は当時のアイルランド社会の伝統的な見解を反映していたと考えられている<sup>(5)</sup>。

この規定の成立にはカトリック教会の影響が指摘されている<sup>(6)</sup>。例えば神学者で後にダブリ

---

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2019年5月31日である。

(1) 解説と翻訳は、山田邦夫「アイルランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情2』（調査資料2002-2）2002, pp.123-159; 国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集（2）アイルランド憲法』（調査資料2011-1-b 基本情報シリーズ8）2012. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3487278\\_po\\_201101b.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487278_po_201101b.pdf?contentNo=1)> 参照。

(2) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *Report on pre-legislative scrutiny of the General Scheme of the 38<sup>th</sup> Amendment of the Constitution (Role of Women) Bill*, 2018, p.14. <[https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/32/joint\\_committee\\_on\\_justice\\_and\\_equality/reports/2018/2018-12-06\\_report-on-pre-legislative-scrutiny-of-the-general-scheme-of-the-38th-amendment-of-the-constitution-role-of-women-bill\\_en.pdf](https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/32/joint_committee_on_justice_and_equality/reports/2018/2018-12-06_report-on-pre-legislative-scrutiny-of-the-general-scheme-of-the-38th-amendment-of-the-constitution-role-of-women-bill_en.pdf)>

(3) “Dáil Éireann debate - Friday, 4 Jun 1937: Committee on Finance - Bunreacht na hÉireann (Dréacht)—Coiste (d’ath-thógaint).” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/dail/1937-06-04/12/>> 憲法草案を審議した議会での John Aloysius Costello 議員の発言。

(4) “Dáil Éireann debate - Monday, 14 Jun 1937: Bunreacht na hÉireann (Dréacht)—Tuarasgabháil (d’ath-thógaint).” *ibid.* <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/dail/1937-06-14/16/>> James Matthew Dillon 議員の発言。

(5) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2); Louise Crowley, “Ireland: Sheltering the Homemaker in Irish Family Law: Ireland’s Failure to Evolve with the Shifting Social and Family Norms,” Margaret Brinig, ed., *International Survey of Family Law*, 2018 edition, Cambridge et al.: Intersentia, 2018, p.277.

(6) “Presentation by Prof. Siobhan Mullally, UCC,” Convention on the Constitution, *Second Report of the Convention on the Constitution*, 2013. Oireachtas Library & Research Service Website <[http://opac.oireachtas.ie/AWData/Library3/Role\\_of\\_Women\\_report\\_101817.pdf](http://opac.oireachtas.ie/AWData/Library3/Role_of_Women_report_101817.pdf)>

ン大司教となるマクウェイド (John Charles McQuaid) は憲法草案について、女性の自然な居場所は家庭にあるという自然 (nature) の法と事実は不変であるとコメントした<sup>(7)</sup>。彼は女性団体からの批判に対し憲法草案を強く擁護し、この規定は女性が職に就くことを妨げるものではなく、母親が職に就くことを余儀なくされて家庭の義務を放棄することにならないよう、国が保障に努めるものであると記している<sup>(8)</sup>。

旧宗主国であるイギリスとの関係で、カトリックはアイルランドの国民意識の形成に主要な役割を果たした<sup>(9)</sup>。アイルランド独立運動の指導者の1人で、首相、大統領などを歴任し、憲法制定の中心人物であったデ・ヴァレラ (Eamon de Valera) は議会で次のように述べた。

家庭内で母親は国に不可欠な貢献をしていると規定する。…ここでは母親について述べており、この文脈に若い女性や未婚者を持ち込むことは意味がない<sup>(10)</sup>。

ここで規定しているのは、女性が結婚を選択して家庭を持った場合に、現代的な状況…によって就労を強制されるべきではないということ、そうしたことがないようにするのは国の義務である。もっとも、そのための手段は規定せず、今後の議論に委ねる<sup>(11)</sup>。

マクウェイドの見解と同趣旨であるが、デ・ヴァレラの見解の背景には彼自身の幼少期の経験があることを示唆する指摘もある<sup>(12)</sup>。デ・ヴァレラは議会でこの規定が批判されたことに驚いたようであり、この規定は母親を守るためのものであると強調し、この規定の文言を変更することを拒否した<sup>(13)</sup>。

## 2 時代状況と先行憲法

もっとも、女性に家庭を守る役割を求める考え方は、アイルランドに特有のものであったわけではない。アイルランドに特有であったのは、こうした考え方を裏付けるカトリックの教えが議員や国民の大多数に受け入れられていたことであって、当時においてこうした考え方自体は、他のヨーロッパ諸国にも広く見られた<sup>(14)</sup>。

(7) John Charles McQuaid Papers, Section 5, File 48, Dublin Diocesan Archives, quoted in *ibid.* また、Frank Martin, “The Family in the Constitution – Principle and Practice,” Tim Murphy and Patrick Twomey, eds., *Ireland’s evolving constitution, 1937-97: collected essays*, Oxford: Hart, 1998, p.91 参照。

(8) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2), p.15.

(9) テレンス・ブラウン (大島豊訳) 『アイルランド—社会と文化 1922～1985年—』国文社, 2000, pp.31-32. (原書名: Terence Brown, *Ireland: A Social and Cultural History 1922-1985*, London: Fontana, 1985.)

(10) “Dáil Éireann debate - Tuesday, 11 May 1937: Bunreacht na hÉireann (Dréacht)—Dara Céim.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/dail/1937-05-11/29/>>

(11) “Dáil Éireann debate - Friday, 4 Jun 1937: Committee on Finance - Bunreacht na hÉireann (Dréacht)—Coiste (d’ath-thógaint),” *op.cit.*(3)

(12) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2), p.15; 鈴木良平「イーモン・デ・ヴァレラ—ゲーリック、カトリック、共和国—」『アイルランド建国の英雄たち—1916年復活祭蜂起を中心に—』彩流社, 2003, p.291. なお、鈴木 同, pp.258-259によれば、「夫」に去られたデ・ヴァレラの母親は、移住先のアメリカから「三歳のヴァレラをアイルランドの…実家に送り返した。…ヴァレラは恐らくアイルランドでも最下層の貧農の出身だったと思われる」、「母親は再婚しても彼を引き取らなかった」。

(13) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *ibid.*

(14) Caitriona Beaumont, “Women, citizenship and Catholicism in the Irish free state, 1922-1948,” *Women’s History Review*, 6(4), 1997, pp.570-571.

第1次世界大戦後、ヨーロッパでは女性労働者の数を制限しようとする動きが広がった。景気後退と高失業率を背景に男性の雇用機会が優先され、1920年代から1930年代にかけて英仏独の女性労働者は男性労働者に置き換えられていった<sup>(15)</sup>。男女平等が主張されてはいたが、それとは異なる主張が見られた。1927年にイギリスでは、「既婚女性（雇用）法案」（既婚であることのみを理由として女性の公務就労を拒むことを防ぐための法案）の審議に際し、「女性は結婚すると十中八九、心は職場にあらず家庭にある。もしそうでないとなれば、その結婚は失敗である」という意見があった<sup>(16)</sup>。1933年にイギリスのある財界人は、女性が産業界からいなくなれば全ての（男性の）失業問題を解決できると述べた<sup>(17)</sup>。

また、当時の時代状況として家族が国力の基礎と見られていたこともある。例えば1919年制定のドイツのワイマール憲法は、「婚姻は、両性の同権を基礎とする。」（第119条第1項）と規定する一方で、「婚姻は…民族の維持及び増殖の基礎として、憲法の特別の保護を受ける。」（同項）、「母性（母親であること。Mutterschaft）は、国の保護及び配慮を求める権利を有する。」（同条第3項）と規定していた<sup>(18)</sup>。

このほか同時代の先行憲法では、1920年チェコスロバキア共和国憲法第126条<sup>(19)</sup>、1920年エストニア共和国憲法第25条<sup>(20)</sup>、1921年ポーランド共和国憲法第103条第3項<sup>(21)</sup>、1921年セルビア・クロアチア・スロベニア王国憲法第27条第2号<sup>(22)</sup>、1931年スペイン共和国憲法第43条第6項<sup>(23)</sup>、1933年ポルトガル共和国憲法第13条第2号<sup>(24)</sup>に母性を保護する規定が見られる<sup>(25)</sup>。とはいえ、1937年アイルランド憲法の規定はより詳細で具体的である。

## II 制定後の効果

### 1 2つの見方

「女性の役割」規定に対しては2つの見方があった。1つの見方は、デ・ヴァレラが述べたように、第1項を女性が母親として行う仕事への賛辞と考え、第2項は母親が経済的な理由から就労を余儀なくされないよう憲法が支援を保障したものと考え。ここでの母親には、寡婦、未婚の母、父親による家族の扶養が期待できない母、病気や障害のある子を持つ母なども含ま

(15) *ibid.*

(16) *ibid.*; “Married Women (Employment) Bill,” HC Hansard, vol.205, col.1201, 29 April 1927. <[https://hansard.parliament.uk/Commons/1927-04-29/debates/298cd23f-0b0c-4283-9a42-6083f193c358/MarriedWomen\(Employment\)Bill](https://hansard.parliament.uk/Commons/1927-04-29/debates/298cd23f-0b0c-4283-9a42-6083f193c358/MarriedWomen(Employment)Bill)> F.A. Macquisten 議員の発言。

(17) *The Times*, 1933.9.25, quoted in Beaumont, *op.cit.*(14), p.571. Sir Herbert Austin の発言。 *The Official Index to the Times*, London: Times Pub. Co, 1933.7-9, p.27 参照。

(18) 現在のドイツ連邦共和国基本法は、「婚姻及び家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。」（第6条第1項）、「全ての母親は、共同社会の保護と扶助を求める権利を有する。」（同条第4項）と規定している。

(19) 「婚姻、家族及び母性は、法の特別の保護下にある。」（テキストは “World Constitutions Illustrated.” Hein Online <<https://heinonline.org/HOL/Index?collection=cow>> 所収の英訳等（制定時）を参照。）

(20) 「エストニアにおける経済生活の…目的は、耕作地及び住居の取得、雇用の確保並びに母性…の保護のために必要な支援に関する法律による人間にふさわしい生活条件の確保である。」（同上）

(21) 「母性は、特別の法律により保護される。」（同上）

(22) 「国は、次に掲げる事項に留意するものとする。…母親及び児童に特別な保護を与えること。」（同上）

(23) 「国は…疾病及び高齢に対する支援並びに母性及び児童の保護を行う。」（同上）

(24) 「家族を保護するため、次に掲げる事項は、国及び地方政府の事務に属する。…母性を保護すること。」（同上）

(25) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2) 現行憲法でも、ドイツ連邦共和国基本法（第6条第4項）、イタリア共和国憲法（第31条第2項）、スペイン憲法（第39条第2項）などに同様の規定がある。

れるであろう<sup>(26)</sup>。この見方は父権主義的 (paternalistic) ではあるが<sup>(27)</sup>、社会における家事、育児等の重要性を評価し、これを支援する契機となるものを含んでおり、後述のように社会福祉給付の背景となるとともに、家事労働を評価する方向での司法判断や立法につながっていく。

もう1つの見方は、こうした規定は女性の尊厳と自由への侵害であるというものである。女性の家庭内での生活 (work ではなく life) という語が用いられ、女性の選択の自由を否定しているようであり、また、家庭における母親の義務についてのみ規定し、父親の義務は規定していない<sup>(28)</sup>。この見方は男女平等を求めるものであり、性による差別取扱いをなくす方向での司法判断や立法につながっていく。

## 2 判例と立法

「女性の役割」規定が検討された判例は、性による差別取扱いに関するものと家事労働の評価に関するものに分類できる。さらに、性による差別取扱いが問題となった判例は、合憲とされたものと違憲とされたものに分類できる<sup>(29)</sup>。

### (1) 性による差別取扱いが合憲とされたもの

デネヒー対社会福祉大臣事件 (1984年)<sup>(30)</sup>では、1981年社会福祉 (統合) 法 (Social Welfare (Consolidation) Act 1981 (No.1 of 1981)) 第100条等に基づく給付が妻 (夫に遺棄され、40歳未満の場合は同居の子どもがいる等の要件を満たす女性) には認められるが夫 (同様の境遇にある男性) には認められないことについて、「女性の役割」規定が考慮され、性による差別取扱いは憲法第40条第1節 (法の前の平等) 等に反しないとされた。

また、ロウス対社会福祉大臣事件 (1998年)<sup>(31)</sup>でも、同様に1981年社会福祉 (統合) 法に基づく給付の男女間での相違が問題となったが、一般に妻の方が夫よりも、配偶者に遺棄された場合に雇用等の面で不利なため、給付の必要性が高いという議会の判断には十分な理由があったとされ、性による差別取扱いは合憲とされた。

しかし、一方で議会は、1989年社会福祉法 (Social Welfare Act 1989 (No.4 of 1989)) 第6条により夫 (妻に遺棄され、同居の子どもがいる等の要件を満たす男性) への給付を導入し、さらに1990年社会福祉法 (Social Welfare Act 1990 (No.5 of 1990)) 第12条によりこれを一人親給付に統合するなど、性による差別取扱いをなくす方向で立法を行ってきている。

### (2) 性による差別取扱いが違憲とされたもの

デ・ブルカ対法務長官事件 (1976年)<sup>(32)</sup>では、「女性の役割」規定は女性の陪審員への就任を

(26) Gerard Hogan, Eoin Kinsella (documents editor), *The origins of the Irish Constitution, 1928-1941*, Dublin: Royal Irish Academy, 2012, p.530.

(27) *ibid.*

(28) *ibid.*, p.531.

(29) “Presentation by Prof. Gerry Whyte, Trinity College Dublin,” *Convention on the Constitution, op.cit.*(6)

(30) “Dennis Dennehy v The Minister for Social Welfare and Attorney General,” [1984] IEHC 27, 26 July 1984. British and Irish Legal Information Institute Website <[http://www.bailii.org/ie/cases/IEHC/1984/1984\\_IEHC\\_27.pdf](http://www.bailii.org/ie/cases/IEHC/1984/1984_IEHC_27.pdf)> 高等法院判決。

(31) “Lowth v. Minister for Social Welfare,” [1998] IESC 1; [1998] 4 IR 321; [1999] 1 ILRM 5, 14 July 1998. *ibid.* <<http://www.bailii.org/ie/cases/IESC/1998/1.html>> 最高裁判所判決。

(32) “Mairin de Burca and Mary Anderson, Plaintiffs v the Attorney General, Defendant,” [1976] IR 38, 12 December 1975. Cornell Law School Legal Information Institute Website <[https://www.law.cornell.edu/sites/www.law.cornell.edu/files/women-and-justice/De-20Burca-20and-20Anderson-20v-20Atty-20General-20-Ireland\\_0.pdf](https://www.law.cornell.edu/sites/www.law.cornell.edu/files/women-and-justice/De-20Burca-20and-20Anderson-20v-20Atty-20General-20-Ireland_0.pdf)> 最高裁判所判決。

妨げるものではないとされ、女性を原則として陪審員候補から除外した 1927 年陪審員法 (Juries Act 1927 (No.23 of 1927)) 第 3 条等は違憲とされた。

また、O’G 対法務長官事件 (1985 年)<sup>(33)</sup>でも、「女性の役割」規定は寡夫の養親としての能力を否定するものではないとされ、寡夫の養子縁組に寡婦の場合よりも厳しい要件を課した 1974 年養子法 (Adoption Act 1974 (No.24 of 1974)) 第 5 条第 1 項は違憲とされた。

すなわち、これらの場合には、「女性の役割」規定をもって性による差別取扱いが正当化されることはなく、議会も 1976 年陪審員法 (Juries Act 1976 (No.4 of 1976)) 第 4 条、1991 年養子法 (Adoption Act 1991 (No.14 of 1991)) 第 10 条により、性による差別取扱いを撤廃している。

### (3) 家事労働の評価

L 対 L 事件 (1992 年)<sup>(34)</sup>では、夫婦関係破綻時における夫名義の自宅について、高等法院は、「女性の役割」規定に基づき妻の家事労働分を考慮する必要があるとして、専業主婦の妻の持ち分を 50% と認定したが、上訴を受けた最高裁判所は、司法がこの規定に基づき持ち分を認定することは議会の立法権の侵害になるとして、高等法院の判断を支持しなかった。

議会は 1995 年家族法 (Family Law Act 1995 (No.26 of 1995)) 第 16 条、1996 年家族 (離婚) 法 (Family Law (Divorce) Act 1996 (No.33 of 1996)) 第 20 条において、裁判上の別居や離婚の手続の際に、裁判所が家事労働による貢献やそれにより失われたキャリアを考慮すべきことを定めた<sup>(35)</sup>。

## 3 解釈の現代化

その後、T (D) 対 T (C) 事件 (2002 年)<sup>(36)</sup>では、離婚時に家事労働による貢献等を考慮するに当たり「女性の役割」規定が参照され、判事の 1 人は次のような解釈によってこの規定の対象を拡大しようとした。

憲法は現代の文書として解釈されるべきである…両配偶者の義務と責務は相互に関係しており…憲法は暗黙のうちに、家庭における親としての男性による貢献の価値を、同様に認識しているように思える<sup>(37)</sup>。

また、シノット対教育大臣事件 (2001 年)<sup>(38)</sup>では次のような解釈が示されるなど、時代状況の変化に応じた解釈が試みられてきている<sup>(39)</sup>。

この規定は女性の役割を家庭内に位置付けるものではない。この規定は家庭内で妻や母親

<sup>(33)</sup> O’G. v. Attorney General [1985] ILRM 61. Gerard Hogan and Gerry Whyte, *J. M. Kelly: the Irish Constitution* (Butterworths Irish law library), 4th ed., Dublin: LexisNexis Butterworths, 2003, p.1867 参照。高等法院判決。

<sup>(34)</sup> L v. L [1989] ILRM 528; [1992] 2 IR 77. Hogan and Whyte, *ibid.*, pp.1868-1869; Crowley, *op.cit.*(5), p.279 参照。

<sup>(35)</sup> Crowley, *ibid.*

<sup>(36)</sup> “T. (D.) v. T. (C.),” [2002] IESC 68, 14 October 2002. British and Irish Legal Information Institute Website <<http://www.bailii.org/ie/cases/IESC/2002/68.html>> 最高裁判所判決。

<sup>(37)</sup> *ibid.* John Loyola Murray 最高裁判所判事 (後に長官) の意見。

<sup>(38)</sup> “Sinnott v. Minister for Education,” [2001] IESC 63; [2001] 2 IR 505, 12 July 2001. *ibid.* <<http://www.bailii.org/ie/cases/IESC/2001/63.html>> 最高裁判所判決。

<sup>(39)</sup> Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2), p.18; “Presentation by Prof. Gerry Whyte, Trinity College Dublin,” *op.cit.*(29)

が果たす役割の重要性を認識するものである。この認識と承認は女性や母親を他の役割や活動から排除するものではない。それは家庭内で女性によって行われる仕事の価値の承認である。この仕事は社会にとって極めて重要であるがゆえに承認されている。この承認は憲法の複数の規定が関係する場合には、他の規定と調和的に解釈されなければならない<sup>(40)</sup>。

#### 4 政策的影響、象徴性

以上のような判例等の経緯に照らせば、「女性の役割」規定は何らかの実害を現にもたらしているわけではないため、改正する法的意義に乏しいという考え方もあるとされる<sup>(41)</sup>。

しかし、一方で、「女性の役割」規定の政策的な影響が指摘されている。結婚による女性の退職<sup>(42)</sup>、既婚女性の社会保険からの排除や低賃金など、夫婦間での伝統的な分業を強化するような政策や社会状況が長年にわたり維持されてきた。この規定との直接的な因果関係を示すことは難しいが、一連の政策等の背景となる考え方の形成にこの規定も寄与していたと見るのは不合理ではないとされている<sup>(43)</sup>。こうした政策は基本的に過去のものとなったが、この規定は依然として残る不平等の、目に見える象徴的な表れであり、男女平等に向けた取組の一環として改正する意義があるという考え方が優勢になっている<sup>(44)</sup>。

なお、「女性の役割」規定には上記のような性差別の象徴としての側面だけでなく、家事労働の評価の象徴という側面もある。この規定の改正提言について次章で述べるが、この規定は前者の側面からは批判される一方で、後者の側面からは一定の評価をされていることに注意する必要がある。

### Ⅲ 改正提言

#### 1 概要

「女性の役割」規定は、性差別をなくし家事労働を評価する観点から改正<sup>(45)</sup>が検討されてきた。これまでの改正提言においてこの規定は、家事、育児、介護等のケア労働（人の世話をする仕事。care work）<sup>(46)</sup>の重要性を評価する上で象徴的な役割を果たすよう、削除するのではなく性

(40) “Sinnott v. Minister for Education,” *op.cit.*(38) Susan Denham 最高裁判所判事（後に長官）の意見。

(41) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2), p.21.

(42) 例えば女性公務員は、結婚した場合には原則として退職しなければならないとされていた（1956年公務員規制法（Civil Service Regulation Act 1956 (No.46 of 1956)）第10条）。この規定は1973年公務員（既婚女性雇用）法（Civil Service (Employment of Married Women) Act 1973 (No.17 of 1973)）第3条により廃止された。

(43) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2), p.19.

(44) *ibid.*, p.21.

(45) 憲法改正手続については、井田敦彦「アイルランドにおける憲法改正の手続と事例」『レファレンス』816号、2019.1, pp.29-35. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11233895\\_po\\_081603.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11233895_po_081603.pdf?contentNo=1)> 参照。憲法改正法案は両議院で可決された後（可決要件はそれぞれ出席議員の投票の過半数）、国民投票に付される（過半数の賛成により承認）。これまでの憲法改正は政府提出の憲法改正法案により行われてきた（2019年5月に国民投票で承認された第38次憲法改正法案（後掲注<sup>(65)</sup>参照）は議員提出だが、2016年の提出後、2017年に提出者は閣僚（政府構成員）となり、2019年に法案審議が本格化した）。“Bills & Acts.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/bills/>>; “About Josepha Madigan, TD.” Minister Josepha Madigan Website <<https://www.josephamadigan.ie/about>>

(46) 定義は多様である。例えば国際労働機関の報告書は care work について、「人（年齢や健康状態を問わない。）の身体的、心理的、感情的な必要性を満たす活動や関係性」という定義を採用している。International Labour Organization, *Care work and care jobs for the future of decent work*, 2018, p.6. <[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/dgreports/-/dcomm/-/publ/documents/publication/wcms\\_633135.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/dgreports/-/dcomm/-/publ/documents/publication/wcms_633135.pdf)> また、後藤澄江『ケア労働の配分と協働—高齢者介護と育児の福祉社会学—』東京大学出版会、2012, pp.15-39 はケア労働を、「生命（いのち）と生活（暮らし）の再生産のための労働」（生命再生産労働）と捉えている。



に中立的な（一方の性のみを挙げない）文言に変更した上で存続させるべきという大まかな共通認識が形成されてきているが、更なる検討を求める声もある<sup>(47)</sup>。

主な改正提言は1993年の「第2次女性の地位委員会報告書」から2018年の「司法・平等両院合同委員会第38次憲法改正（女性の役割）法案要綱事前審査報告書」まで7つに及ぶ<sup>(48)</sup>。なお、この間数次にわたり国際連合から、この規定が男女平等に及ばず悪影響について懸念が表明されている<sup>(49)</sup>。

## 2 2000年代までの改正提言

初期の改正提言は「女性の役割」規定を性差別の象徴と捉え、その削除を主張していた。1993年の政府の「第2次女性の地位委員会報告書」はこの規定の削除と、性別に基づく全ての形態の差別を禁止する規定の導入を提言している<sup>(50)</sup>。

これに対し1996年以降の6つの改正提言は、性差別の象徴のみならず家事、育児等の評価の象徴としてこの規定を捉え、基本的に削除ではなく性に中立的な文言への変更を主張している。1996年の政府の憲法調査グループ（有識者で構成）の「報告書」、翌1997年の議会の超党派憲法委員会（両議院の議員で構成）の「第1回進捗報告書」、2006年の同委員会の「第10回進捗報告書（家族）」の3つの改正提言は、それぞれ細かな文言に違いはあるが、「女性の役割」規定の「女性」（第1項）を「親」（a parent）等に変更し、「母親」（第2項）を「家族の世話をする者」や「両親」（both parents）に変更する改正案を示した<sup>(51)</sup>。

なお、上記の憲法調査グループと超党派憲法委員会は憲法を総合的に点検し、「女性の役割」規定の改正提言を含む多数の改正提言を行った。その中には数年で改正が実現したものもあるが実現しなかったものもあり、「女性の役割」規定は後者に当たる<sup>(52)</sup>。改正が実現しなかった理由として、国民や主要政党の間で改正に向けた機運が盛り上がらなかったことが挙げられているが、憲法に関しては変化の歯車は非常にゆっくり動くとも指摘されている<sup>(53)</sup>。「女性の役割」規定に関するその後の3つの改正提言は、次節以下3節に分けて紹介する。

## 3 憲法協議会報告書（2013年）

前節で述べたように、憲法を調査し改正を検討する試みはかねてより行われてきたが、2012年に議会は新たな試みとして憲法協議会を設置した。憲法協議会は議長となる有識者1人（政府が任命）、両議院の議員等33人、国民66人（性別、年齢、地域等の観点から有権者を代表するように無作為に抽出）で構成された<sup>(54)</sup>。憲法上の論点の1つとして「女性の役割」規定が検討され、

(47) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2), pp.21, 36.

(48) *ibid.*, pp.8-9, 23, 36; Anna Visser, *Article 41.2 of the Constitution: Women in the Home* (L&RS Note), Oireachtas Library & Research Service, 2018, p.4. <[https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/libraryResearch/2018/2018-06-27\\_1-rs-note-article-41-2-of-the-constitution-women-in-the-home\\_en.pdf](https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/libraryResearch/2018/2018-06-27_1-rs-note-article-41-2-of-the-constitution-women-in-the-home_en.pdf)>

(49) 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する委員会総括意見（CEDAW/C/IRL/CO/4-5, 2005.7.22）、自由権規約委員会総括所見（CCPR/C/IRL/CO/3, 2008.7.30）等

(50) Visser, *op.cit.*(48)

(51) *ibid.*

(52) 山田 前掲注(1), pp.153-155.

(53) Sarah McInerney, “Rip it up and Start Again?” *Sunday Times*, 2009.6.28.

(54) “Convention on the Constitution,” 2019.2.27. Citizens Information Board Website <[https://www.citizensinformation.ie/en/government\\_in\\_ireland/irish\\_constitution\\_1/constitutional\\_convention.html](https://www.citizensinformation.ie/en/government_in_ireland/irish_constitution_1/constitutional_convention.html)>

翌 2013 年の「憲法協議会第 2 次報告書」で検討結果が示された<sup>(55)</sup>。

これによれば、「女性の役割」規定を改正すべきとしたのは 88%（憲法協議会での賛同者の割合。以下同じ）、維持すべきとしたのは 11% であった（1% が無回答）。改正すべきとした理由は、この規定は性差別的で画一的な見方をもたらし、21 世紀の家族像を反映していないというものであった。これに対し維持すべきとした理由は、実際問題として女性は出産と育児に関し固有の役割を持っており、それは代替不可能であるというものであった。

次に、この規定を改正するとした場合に、文言を変更すべきとしたのは 88%、規定を削除すべきとしたのは 12% であった。文言を変更すべきとした理由は、家族の世話やそれを行う者の役割の承認は重要なので、性に中立的な文言に変更した上で存続させるべきというものであった。これに対し規定を削除すべきとした理由は、こうした規定自体が 21 世紀にはふさわしくないというものであった。

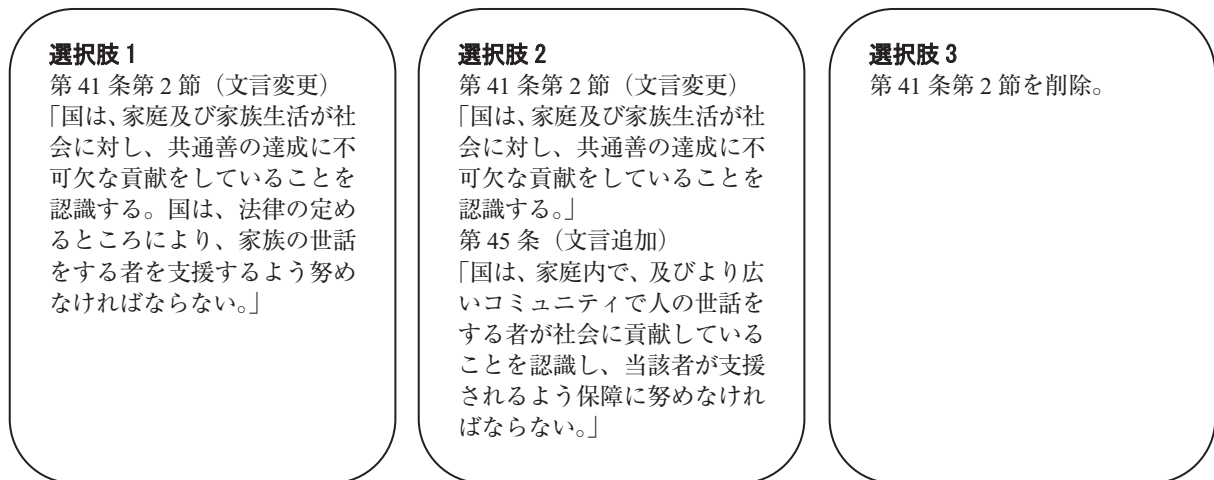
さらに、文言を変更するとした場合に、性に中立的な文言にして母親以外の家族も含むようにすることについては 98% が賛成した（2% が反対）。家庭外で人の世話をしている者も含むようにすることについては 62% が賛成した（31% が反対、7% が無回答）。

また、国に支援をどの程度義務付けるかについては、「支援に努める」から「支援しなければならない」までの 5 段階で、中間の「合理的な水準の支援を行う」が 35% で最も支持された。ただし、支援の程度が最も強い「支援しなければならない」も 30% の支持を集め、支援の程度が最も弱い「支援に努める」も 20% の支持を集めた。

#### 4 司法・平等省検討班報告書（2016 年）

この憲法協議会報告書（2013 年）を受けて、司法・平等大臣は司法・平等省職員から成る検討班を設置した。2016 年に公表された報告書によれば、検討班は政府に図 1 の 3 つの選択肢を示した<sup>(56)</sup>。

図 1 司法・平等省検討班報告書（2016 年）の 3 つの選択肢



（出典） Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *Report on pre-legislative scrutiny of the General Scheme of the 38<sup>th</sup> Amendment of the Constitution (Role of Women) Bill*, 2018, p.25. <[https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/32/joint\\_committee\\_on\\_justice\\_and\\_equality/reports/2018/2018-12-06\\_report-on-pre-legislative-scrutiny-of-the-general-scheme-of-the-38th-amendment-of-the-constitution-role-of-women-bill\\_en.pdf](https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/32/joint_committee_on_justice_and_equality/reports/2018/2018-12-06_report-on-pre-legislative-scrutiny-of-the-general-scheme-of-the-38th-amendment-of-the-constitution-role-of-women-bill_en.pdf)> を基に筆者作成。

<sup>(55)</sup> Convention on the Constitution, *op.cit.*(6)

<sup>(56)</sup> *Report of the Task Force on Implementation of the Recommendations of the Second Report of the Convention on the Constitution*, 2016, pp.13-17. Department of Justice and Equality Website <[http://www.justice.ie/en/JELR/TaskForceReport\\_Impl-2nd-Rpt-Conv-Constit.pdf/Files/TaskForceReport\\_Impl-2nd-Rpt-Conv-Constit.pdf](http://www.justice.ie/en/JELR/TaskForceReport_Impl-2nd-Rpt-Conv-Constit.pdf/Files/TaskForceReport_Impl-2nd-Rpt-Conv-Constit.pdf)>

選択肢 1 はこの規定を性に中立的な文言に変更するものである。

選択肢 2 はこの規定を性に中立的な文言に変更するとともに、国による支援はこの規定から除外し、対象を家庭外にも拡大して別条（社会政策の指導原則を定める憲法第 45 条。当該指導原則は司法審査の対象とならず、裁判でその実現を求めることはできない。）で規定するものである。

選択肢 3 はこの規定を削除するものである。

司法・平等省検討班のこの報告書は正式には「憲法協議会第 2 次報告書の提言の実施に関する検討班報告書」といい、前節で述べた憲法協議会の報告書の内容を実施に移すためのものであった。憲法協議会では「女性の役割」規定について、まず、維持するよりも改正すべきという意見が大多数を占めた。検討班の選択肢 1～3 はいずれも改正を目指すものである。次に、憲法協議会では、この規定を改正するとした場合に、削除するよりも文言を変更すべきとする意見が大多数を占めた。このためもあって検討班は選択肢 3 を推奨しなかった<sup>(57)</sup>。さらに、憲法協議会では、この規定の文言を変更するとした場合に、性に中立的な文言にして母親以外の家族も含むようにする案と、家庭外で人の世話をしている者も含むようにする案がいずれも多数の賛同を得た。前者が検討班の選択肢 1 に、後者が選択肢 2 に対応する。また、憲法協議会では、国に支援をどの程度義務付けるかについては意見が分かれた。検討班の選択肢 2 では、国による支援の対象が家庭外にも拡大する一方で、支援の程度は弱まると考えられる。

## 5 司法・平等両院合同委員会報告書（2018 年）

2018 年 7 月、司法・平等省は「第 38 次憲法改正（女性の役割）法案要綱（General Scheme）」を示した。その内容は「女性の役割」規定を削除するというもので、前節で述べた司法・平等省検討班が推奨しなかったものであった<sup>(58)</sup>。政府は理由として、文言を変更したとしても時代の変化や裁判所の解釈は予測できず、柔軟な政策対応が妨げられるおそれがあることなどを挙げた<sup>(59)</sup>。

政府は議会の司法・平等両院合同委員会に対し、この法案要綱の検討を要請した。委員会は 2018 年 9 月に参考人（政府、有識者、関係団体等）から意見聴取を行った<sup>(60)</sup>。

意見聴取では、「女性の役割」規定は性差別的でありこのまま維持すべきではないという点に関しては、委員と参考人との間に広範な合意が見られた。

しかし、委員と関係団体等の多くは、政府が提案した削除ではなく、性に中立的な文言への変更を支持した。社会における家事、育児、介護等の価値の承認を重視してのことであるが、これに対しては、世話をする者（carer）や世話をする（caring）の概念は定義が容易でなく、（対象となる者の範囲等をめぐり）後々問題が生じるおそれがあるという指摘があった。

また、削除ではなく文言の変更を支持する意見の中でも、家事等の価値の象徴的な承認を重視する意見と、裁判で実現可能な権利を求める意見があった。後者については、議会で政府の

<sup>57)</sup> *ibid.*, pp.16-17. また、規定が削除されれば、家族の世話を担う者に対する基本的な保護も失われるのではないかと懸念する声もあると報じられている。Kitty Holland, “Give Me a Crash Course in…Women ‘in the home’,” *Irish Times*, 2016.8.27. <<https://www.irishtimes.com/news/ireland/irish-news/give-me-a-crash-course-in-women-in-the-home-1.2769592>>

<sup>58)</sup> Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2), p.5.

<sup>59)</sup> *ibid.*, p.27. 胎児の生命権を憲法に規定した第 8 次憲法改正（1983 年施行）がその後 30 年以上にわたる憲法論議の原因となり、歴代の政府が対応に苦慮したことが念頭にある（*idem*）。2018 年の憲法改正で胎児の生命権規定は撤廃され、人工妊娠中絶については法律事項と規定された（井田 前掲注(45), pp.35-46 参照）。

<sup>60)</sup> Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *op.cit.*(2), pp.27-35.

予算上の裁量権が訴訟により制約を受けるおそれがあると指摘された。

さらに、国による支援はこの規定から除外し、対象を家庭外にも拡大して別条（憲法第 45 条）で規定することについては、改正の目的が象徴的な承認にとどまるならば、司法審査の対象とならない第 45 条で規定する方が妥当であろうという意見があった。これに対し、第 45 条で規定すれば支援が単なる指導原則に格下げになるとして、同条での規定に反対する意見もあった。

2018 年 12 月、委員会は報告書を公表し、図 2 の 2 つの選択肢をもって委員会の提言とした。意見聴取の過程で議論された様々な選択肢のうち、この 2 つが委員の間で最も幅広い支持を得たとされている<sup>(61)</sup>。

図 2 司法・平等両院合同委員会報告書（2018 年）の 2 つの選択肢

**選択肢 A**

第 41 条第 2 節（文言変更）  
「国は、家庭及び家族生活が社会に対し、共通善の達成に不可欠な貢献をしていることを認識する。国は、法律の定めるところにより、家族の世話をする者を支援するよう努めなければならない。」

**選択肢 B**

国民投票を実施する前に、更なる国民参加を促す仕組みを作り、改正内容はそこで検討する。

（出典）Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *Report on pre-legislative scrutiny of the General Scheme of the 38<sup>th</sup> Amendment of the Constitution (Role of Women) Bill*, 2018, p.36. <[https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/32/joint\\_committee\\_on\\_justice\\_and\\_equality/reports/2018/2018-12-06\\_report-on-pre-legislative-scrutiny-of-the-general-scheme-of-the-38th-amendment-of-the-constitution-role-of-women-bill\\_en.pdf](https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/32/joint_committee_on_justice_and_equality/reports/2018/2018-12-06_report-on-pre-legislative-scrutiny-of-the-general-scheme-of-the-38th-amendment-of-the-constitution-role-of-women-bill_en.pdf)> を基に筆者作成。

選択肢 A はこの規定を性に中立的な文言に変更するもので、前節で述べた司法・平等省検討班報告書の選択肢 1 と同じである（この内容で国民投票実施を想定）。

選択肢 B は国民投票を実施する前に、更なる国民参加を促す仕組み<sup>(62)</sup>を作り、改正内容はそこで検討するというものであった。

#### IV 現状と展望

政府は 2018 年 7 月に「第 38 次憲法改正（女性の役割）法案要綱」を示した時点では、同年 10 月の国民投票実施を想定していたが、上記のように議会の司法・平等両院合同委員会では、削除ではなく文言の変更を求める声や、より国民的な議論を求める声が強くなり、本件に関する国民投票が 2018 年に実施されることはなかった。

2019 年 1 月、司法・平等大臣は議会で同年における国民投票の見通しについて質問され、しるべき時期に政府が憲法改正法案を提出できるよう、司法・平等両院合同委員会の報告書を

(61) *ibid.*, p.36.

(62) モデルとして、2018 年に実施された人工妊娠中絶に関する国民投票の際の市民議会が挙げられている (*ibid.*)。市民議会は 2016 年に両議院の決議により設置された機関で、性別、年齢、地域等の観点から有権者を代表するように無作為に抽出された 99 人の国民と議長となる有識者 1 人（政府が任命）から成り、2017 年に人工妊娠中絶に関する報告書を議会に提出した。Citizens' Assembly, *First Report and Recommendations of the Citizens' Assembly: the Eighth Amendment of the Constitution*, 2017, p.D2. <<https://www.citizensassembly.ie/en/The-Eighth-Amendment-of-the-Constitution/Final-Report-on-the-Eighth-Amendment-of-the-Constitution/Final-Report-incl-Appendix-A-D.pdf>>; 井田 前掲注(45), pp.41-42 参照。

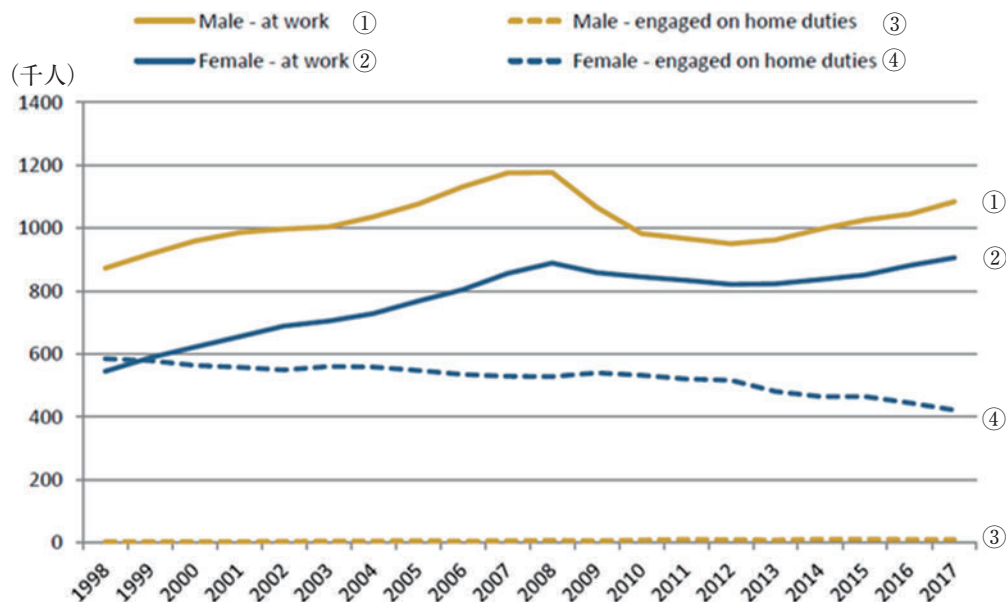
検討していると答弁した<sup>(63)</sup>。その後、政府から本件に関する法案提出の動きはないようである。

今後の動向は不透明で<sup>(64)</sup>、本件より先に、離婚要件の緩和に関する憲法改正法案が第38次憲法改正法案として2019年5月24日に国民投票に付され、賛成が多数を占めた<sup>(65)</sup>。

## おわりに

アイルランドでは1999年頃を境に女性の就業者数と家事従事者数が逆転している（図3）。男女格差に関する国際的な指標であるジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index: GII）<sup>(66)</sup>やジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index: GGI）<sup>(67)</sup>を見ると、アイルランドはそれぞれ160か国中23位（2017年）、149か国中9位（2018年）である（日本はそれぞれ22位、110位）。

図3 アイルランドの男女就業者・家事従事者数



(注) ①は男性就業者、②は女性就業者、③は男性家事従事者、④は女性家事従事者。

(出典) Houses of the Oireachtas Joint Committee on Justice and Equality, *Report on pre-legislative scrutiny of the General Scheme of the 38<sup>th</sup> Amendment of the Constitution (Role of Women) Bill*, 2018, p.12. <[https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/32/joint\\_committee\\_on\\_justice\\_and\\_equality/reports/2018/2018-12-06\\_report-on-pre-legislative-scrutiny-of-the-general-scheme-of-the-38th-amendment-of-the-constitution-role-of-women-bill\\_en.pdf](https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/32/joint_committee_on_justice_and_equality/reports/2018/2018-12-06_report-on-pre-legislative-scrutiny-of-the-general-scheme-of-the-38th-amendment-of-the-constitution-role-of-women-bill_en.pdf)>

<sup>(63)</sup> “Constitutional Amendments: Dáil Éireann Debate, Wednesday - 30 January 2019.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/question/2019-01-30/75/>> Charles Flanagan 司法・平等大臣の発言。

<sup>(64)</sup> Sorcha Pollak, “Momentum to remove ‘women in the home’ from Constitution ‘lost,’” *Irish Times*, 2019.2.15. <<https://www.irishtimes.com/news/social-affairs/momentum-to-remove-women-in-the-home-from-constitution-lost-1.3795656>> 参照。

<sup>(65)</sup> 第38次憲法改正（婚姻の解消）法案は2019年4月3日に下院で、同月11日に上院で可決された。国民投票の投票率は50.83%、賛成82.07%、反対17.93%であった。“Final Results - Thirty-eighth Amendment of the Constitution (Dissolution of Marriage) Bill 2016.” Referendum Returning Officer Website <<https://www.referendum.ie/>>

<sup>(66)</sup> 性と生殖に関する健康、権限付与（empowerment）、労働市場の3分野における男女の不平等を示す。順位が高いほど平等である。United Nations Development Programme, *Human Development Indices and Indicators: 2018 Statistical Update*, 2018, pp.38-41. <[http://hdr.undp.org/sites/default/files/2018\\_human\\_development\\_statistical\\_update.pdf](http://hdr.undp.org/sites/default/files/2018_human_development_statistical_update.pdf)>

<sup>(67)</sup> 経済、教育、健康、政治の4分野における男女の不平等を示す。順位が高いほど平等である。日本は政治、経済の分野で順位が低い。World Economic Forum, *The Global Gender Gap Report 2018*, 2018, pp.10-11. <[http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GGGR\\_2018.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2018.pdf)>

こうした社会状況と「女性の役割」規定をめぐる議論との関係について、次のようなことも指摘されている。人々の複雑な感情や自己認識を受け入れるプロセスに十分な時間をかけないと、社会に分断（家事に専念している人と家庭外でも仕事をしている人との分断、無給の仕事で社会に貢献している人と有給の仕事をしている人との分断、家族間・男女間での分断）が生じるおそれがある。この規定は我々の家族観・男女観から、両親への経済的支援、ワーク・ライフ・バランスまで、我々が日々直面している問題について議論を呼び起こすものなのだという<sup>(68)</sup>。

以上の指摘はアイルランドで言われていることであるが、我が国と無縁というわけではない。例えば税制上の配偶者控除について、配偶者の就労を抑制してしまうという指摘がある一方、家族の助け合いや、家庭における子育てに対する配偶者の貢献というものも評価すべきではないかという指摘もあるとする国会答弁が見られる。この答弁では、「この課題は今後の家族のあり方、働き方に関する国民的な価値観とでもいうべき大きな話になってこようと思います…今の時代の変化で女性の労働参加等々が非常に大きな問題になっているのは間違いありませんけれども…日本の国の国体、国の体質にかかわる問題でもあろうと思いますので、丁寧な論議を進めて結論を得たい」とされている<sup>(69)</sup>。

アイルランド憲法における「女性の役割」規定は、男女の平等、家事労働の評価、国による支援など、社会の在り方に関する様々な問題を内包しており、改正論議の行方が注目される。

(いだ あつひこ)

<sup>(68)</sup> Orla O'Connor, "Women in the home referendum must be postponed," *Irish Times*, 2018.9.5. <<https://www.irishtimes.com/opinion/women-in-the-home-referendum-must-be-postponed-1.3618261>>

<sup>(69)</sup> 第192回国会衆議院予算委員会議録第2号 平成28年9月30日 p.7. 麻生太郎財務大臣・国務大臣（金融担当）の発言。